

議決された議案

平成19年第1回定例会が3月5日に開会、15日までに各議案を審議し、議決されました。

■条例等

【制定】

▼副市長の定数を定める条例
 地方自治法の一部改正に伴い副市長の定数を一人とする。(19年4月1日から施行)

▼地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
 地方自治法の一部改正に伴い「助役」に代えて「副市長」を置くこと等、関係条例を整備する。(19年4月1日から施行)

▼五條市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例
 公職選挙法の一部改正に伴い市長選挙候補者の選挙運動用ビラの作成を限度を定め公費負担する。(公布の日から施行)

▼職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
 給与条例の一部改正に伴い職員の給料表が改正されたため、降給の効果の号数を改正する。(公布の日から施行、18年4月1日から適用)

▼職員の勤務時間、休暇等に関する条例
 人事院規則の一部改正に伴い休憩時間を廃止し、昼の休憩時間を45分とする。(19年4月1日から施行)

▼特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例

地方自治法の一部改正に伴い「助役」を「副市長」に改め、在職月数及び給料月額の規定を明確にする。(19年4月1日から施行)

▼教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
 収入役制度の廃止に伴い教育長の退職手当の規定を定める。(公布の日から施行、18年4月1日から適用)

▼保健福祉センター条例
 障害者自立支援法の施行に伴い障害者(児)デイサービスを障害者自立支援法による障害福祉サービス事業に改める。(公布の日から施行)

▼公園条例
 吉野川水辺の楽校(公園)が新設された。(公布の日から施行)

▼議会委員会条例、議会議規
 地方自治法の一部改正に伴い議会制度の見直し及び充実に関する事項が整備されたため所要の規定整備を行う。(19年4月1日から施行)

■予算

▼18年度補正予算

▼一般会計(第5号)
 教育ネットワークシステム構築事業費、都市計画図作製事業費等の追加

408,157千円を増額
 15事業の繰越し
 ▼国民健康保険特別会計(第2号)
 電算システム改修費等の追加

1,800千円を増額
 ▼簡易水道特別会計(第1号)
 公債費の追加
 6,644千円を増額
 施設整備事業を繰越し
 ▼下水道事業特別会計(第2号)
 流域関連水質改善事業を繰越し

▼介護保険特別会計(第3号)
 歳入予算の組替え、介護保険システム改修業務を繰越し
 ▼19年度当初予算
 一般会計

16,875,000千円
 ▼国民健康保険特別会計
 4,235,000千円
 ▼簡易水道特別会計
 468,500千円
 ▼老人保健特別会計
 4,157,000千円

▼下水道事業特別会計
 1,222,700千円
 ▼墓地事業特別会計
 3,240千円
 ▼介護保険特別会計
 2,860,400千円

▼大塔診療所特別会計
 54,200千円
 ▼農業集落排水事業特別会計
 2,190千円
 ▼水道事業会計
 766,839千円
 水道事業費用
 766,839千円

資本的支出
 581,657千円

▼人事
 ▼農業委員会委員の推薦
 西尾彦和さんを推薦
 (任期：20年11月26日まで)

▼その他
 ▼退職勧告決議
 山田澄雄議員に対する退職勧告を決議

▼報告
 ・19年度土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告
 ・19年度大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告
 ・国民保護計画の作成の報告

▼意見書・決議
 意見書2件、決議1件を可決し、内閣総理大臣をはじめ閣僚大臣等に提出
 ・医師不足を解消し、安心してきる地域医療体制の確保を求める意見書
 ・陸上自衛隊誘致促進に関する決議
 ・陸上自衛隊誘致促進に関する意見書

※備考
 条例等議案の名称は簡略にしています。

(例)
 ・五條市公園条例→公園条例
 ・平成18年度五條市一般会計補正予算(第5号)→一般会計(第5号)

※五條市議会のホームページに定例会会議録を掲載しています。